愛知県地域防災計画（原子力災害対策計画）

新 旧 対 照 表 （案）

資料４

原子力災害対策計画

頁	現行（令和元年６月修正）	修正案（令和２年６月修正予定）	備考
	第１編　総 則	**第１編　総 則**	
	第１章　計画の目的・方針	**第１章　計画の目的・方針**	
	第４節　災害の想定	**第４節　災害の想定**	
3	（略）	（略）	時点更新

現行（令和元年６月修正）

原子力発電所又は原子炉施設名	事業所名	所在地	号機	状況	摘要
（略）					
美浜発電所	関西電力株式会社	福井県三方郡美浜町丹生	１号機	2017.4.19 廃止措置計画認可・廃止措置中	加圧水型
			２号機	2017.4.19 廃止措置計画認可・廃止措置中	加圧水型
			３号機	定期検査中	加圧水型
大飯発電所		福井県大飯郡おおい町大島	１号機	2018.11.22 廃止措置計画認可申請中	加圧水型
			２号機	2018.11.22 廃止措置計画認可申請中	加圧水型
			３号機	運転中（118.0万Kw）	加圧水型
			４号機	運転中（118.0万Kw）	加圧水型
大飯発電所		福井県大飯郡おおい町大島福井県大飯郡おおい町大島	１号機	2018.11.22 廃止措置計画認可申請中	加圧水型
			２号機	2018.11.22 廃止措置計画認可申請中	加圧水型
			３号機	運転中（118.0万Kw）	加圧水型

修正案（令和２年６月修正予定）

原子力発電所又は原子炉施設名	事業所名	所在地	号機	状況	摘要
（略）					
美浜発電所	関西電力株式会社	福井県三方郡美浜町丹生	１号機	2017.4.19 廃止措置計画認可・廃止措置中	加圧水型
			２号機	2017.4.19 廃止措置計画認可・廃止措置中	加圧水型
			３号機	定期検査中	加圧水型
大飯発電所		福井県大飯郡おおい町大島	１号機	2019.12.11 廃止措置計画認可	加圧水型
			２号機	2019.12.11 廃止措置計画認可	加圧水型
			３号機	運転中（118.0万Kw）	加圧水型
			４号機	運転中（118.0万Kw）	加圧水型
大飯発電所		福井県大飯郡おおい町大島福井県大飯郡おおい町大島	１号機	2018.11.22 廃止措置計画認可申請中	加圧水型
			２号機	2018.11.22 廃止措置計画認可申請中	加圧水型
			３号機	運転中（118.0万Kw）	加圧水型

原子力災害対策計画

頁	現行（令和元年６月修正）	修正案（令和２年６月修正予定）	備考
	（略）※表内：１号機 ／ 2018.11.22 廃止措置計画認可申請中 ／ 加圧水型 （略） （略）	（略）※表内：１号機 ／ 2018.11.22 廃止措置計画認可申請中 ／ 加圧水型 （略） （略）	
	第５節　緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準	**第５節　緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準**	
15	（略） **表２ 各緊急事態区分を判断する EAL の枠組みについて** **１．沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、１号炉、２号炉、３号炉及び４号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第４３条の３の６第１項第４号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）** 警戒事態を判断するＥＡＬ ①原子炉の運転中に原子炉保護回路の１チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。 ②原子炉の運転中に保安規定（炉規法第４３条の３の２４に規定する保安規定をいう。以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。 （略） ⑤全ての非常用交流母線からの電気の供給が１系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が１つの電源のみとなり、その状態が１５分以上継続すること、又は外部電源喪失が３時間以上継続すること。 （略）	（略） **表２ 各緊急事態区分を判断する EAL の枠組みについて** **１．沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、１号炉、２号炉、３号炉及び４号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第４３条の３の６第１項第４号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）** 警戒事態を判断するＥＡＬ ①原子炉の運転中に原子炉保護回路の１チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。 ②原子炉の運転中に保安規定（炉規法第４３条の３の２４に規定する保安規定をいう。以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 （略） ⑤非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が１５分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が３時間以上継続すること。 （略）	原子力災害対策指針（原子力規制委員会）の改正（R1.7.3）に伴う修正

原子力災害対策計画

頁	現行（令和元年６月修正）	修正案（令和２年６月修正予定）	備考
	⑧原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 （略）	⑧原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成２５年原子力規制委員会規則第６号）第３８条第４項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成２５年原子力規制委員会規則第１０号）第３７条第４項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。）からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 （略）	
16	施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬ ①原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。 （略） ④全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が３０分以上継続すること。 ⑤非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が５分以上継続すること。 （略） ⑦使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑧原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 （略）	施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬ ①原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に係る装置並びにこれらと同等の機能を有する設備（以下「非常用炉心冷却装置等」という。）のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。 （略） ④全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が３０分間以上継続すること。 ⑤非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が５分間以上継続すること。 （略） ⑦使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑧原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 （略）	

頁	現行（令和元年６月修正）	修正案（令和２年６月修正予定）	備考
17	全面緊急事態を判断するＥＡＬ ①原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。 （略） ⑥全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が１時間以上継続すること。 ⑦全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が５分以上継続すること。 （略） ⑪原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 （略）	全面緊急事態を判断するＥＡＬ ①原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。 （略） ⑥全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が１時間以上継続すること。 ⑦全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が５分間以上継続すること。 （略） ⑪原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 （略）	
18	**２．加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第４３条の３の６第１項第４号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）** 警戒事態を判断するＥＡＬ ①原子炉の運転中に原子炉保護回路の１チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。	**２．加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第４３条の３の６第１項第４号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）** 警戒事態を判断するＥＡＬ ①原子炉の運転中に原子炉保護回路の１チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したこ	

頁	現行（令和元年６月修正）	修正案（令和２年６月修正予定）	備考
	 ②原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。 （略） ④全ての非常用交流母線からの電気の供給が１系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が１つの電源のみとなり、その状態が１５分以上継続すること、又は外部電源喪失が３時間以上継続すること。 （略） ⑦原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 （略）	とを確認することができないこと。 ②原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 （略） ④非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が１５分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が３時間以上継続すること。 （略） ⑦原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 （略）	
19	施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬ （略） ③全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が３０分以上継続すること。 ④非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が５分以上継続すること。 （略） ⑥使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑦原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 （略）	施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬ （略） ③全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が３０分間以上継続すること。 ④非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が５分間以上継続すること。 （略） ⑥使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑦原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 （略）	

頁	現行（令和元年６月修正）	修正案（令和２年６月修正予定）	備考
20	全面緊急事態を判断するＥＡＬ ①原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。 （略） ⑤全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が１時間以上継続すること。 ⑥全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が５分以上継続すること。 （略） ⑩原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 （略）	全面緊急事態を判断するＥＡＬ ①原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。 （略） ⑤全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が１時間以上継続すること。 ⑥全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が５分間以上継続すること。 （略） ⑩原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 （略）	
21	**３．ナトリウム冷却型高速炉（炉規法第２条第５項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）** 警戒事態を判断するＥＡＬ ①全ての非常用交流母線からの電気の供給が１系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が１つの電源のみとなり、その状態が１５分以上継続すること、又は外部電源喪失が３時間以上継続すること。 （略） ③原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼ	**３．ナトリウム冷却型高速炉（炉規法第２条第５項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）** 警戒事態を判断するＥＡＬ ①非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が１５分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が３時間以上継続すること。 （略） ③原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制	

原子力災害対策計画

頁	現行（令和元年６月修正）	修正案（令和２年６月修正予定）	備考
	す可能性が生じること。 （略）	御に影響を及ぼす可能性が生じること。 （略）	
22	施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬ （略） ③全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が３０分以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成２５年原子力規制委員会規則第９号）第５８条第１項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成２５年原子力規制委員会規則第１０号）第７２条第１項の基準に適用しない場合には、５分以上）継続すること。 ④非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が５分以上継続すること。 （略） ⑥使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。 ⑦原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 （略）	施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬ （略） ③全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が３０分間以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成２５年原子力規制委員会規則第９号）第５８条第１項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成２５年原子力規制委員会規則第１０号）第７２条第１項の基準に適用しない場合には、５分間以上）継続すること。 ④非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が５分間以上継続すること。 （略） ⑥使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。 ⑦原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 （略）	
23	全面緊急事態を判断するＥＡＬ ①原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入（電動駆動による挿入を除く。）により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。 （略）	全面緊急事態を判断するＥＡＬ ①原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入（電動駆動による挿入を除く。）により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。 （略）	

頁	現行（令和元年６月修正）	修正案（令和２年６月修正予定）	備考
	④全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が１時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第５８条第１項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第７２条第１項の基準に適合しない場合には、３０分以上）継続すること。 ⑤全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が５分以上継続すること。 （略） ⑨原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 （略）	④全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が１時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第５８条第１項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第７２条第１項の基準に適合しない場合には、３０分間以上）継続すること。 ⑤全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が５分間以上継続すること。 ⑥～⑧略 ⑨原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 （略）	
24	**４．ナトリウム冷却型高速炉（３．に規定するものを除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）及び試験研究用原子炉施設** これらの施設については、その特性が多種多様であることから、具体的なＥＡＬの設定については、通報規則第７条第一号の表二又はホ及び第１４条の表二又はホに掲げる事象に加え、当該施設の特性及び１．から３．までに掲げる施設のＥＡＬの枠組みを踏まえて、原子力事業者が行う。	**４．ナトリウム冷却型高速炉（３．に規定するものを除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）及び試験研究用原子炉施設** これらの施設については、その特性が多種多様であることから、具体的なＥＡＬの設定については、通報規則第７条第一号の表ニ又はホ及び第１４条の表二又はホに掲げる事象及び１．から３．までに掲げる施設のＥＡＬの枠組みを参考に、当該施設の特性を踏まえて、原子力事業者が行う。	
24	**５．実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、１号炉、２号炉、３号炉及び４号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第４３条の３の６第１項第４号の基準に適合しない場合に限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料**	**５．実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、１号炉、２号炉、３号炉及び４号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第４３条の３の６第１項第４号の基準に適合しない場合に限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料**	

頁	現行（令和元年６月修正）	修正案（令和２年６月修正予定）	備考
	集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの （略）	**集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの** （略）	
27	**７．使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあっては、炉規法第４３条の３の６第１項第４号の基準に適合するものに限る。）であって、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却するものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの** 警戒事態を判断するＥＡＬ ①全ての非常用交流母線からの電気の供給が１系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が１つの電源のみとなり、その状態が１５分以上継続すること、又は外部電源喪失が３時間以上継続すること。 （略） ③原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 （略）	**７．使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあっては、炉規法第４３条の３の６第１項第４号の基準に適合するものに限る。）であって、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却するものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの** 警戒事態を判断するＥＡＬ ①非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が１５分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が３時間以上継続すること。 （略） ③原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 （略）	
28	施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬ ①全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が３０分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第５７条第１項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第７２条第１項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第５８条第１項及び研究開発段階発電用	施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬ ①全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が３０分間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成２５年原子力規制委員会規則第５号）第５７条第１項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成２５年原子力規制委員会規則第６号）第７２条第１項又は研究開発段階発電用原子炉及	

原子力災害対策計画

頁	現行（令和元年６月修正）	修正案（令和２年６月修正予定）	備考
	原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第７２条第１項の基準に適合しない場合には、５分以上）継続すること。 ②非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が５分以上継続すること。 ③使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。 ④原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 （略）	びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第５８条第１項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第７２条第１項の基準に適合しない場合には、５分間以上）継続すること。 ②非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が５分間以上継続すること。 ③使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。 ④原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 （略）	
29	全面緊急事態を判断するＥＡＬ ①全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が１時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第５７条第１項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第７２条第１項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第５８条第１項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第７２条第１項の基準に適合しない場合には、３０分以上）継続すること。 ②全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が５分以上継続すること。 （略） ④原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設	全面緊急事態を判断するＥＡＬ ①全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が１時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第５７条第１項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第７２条第１項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第５８条第１項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第７２条第１項の基準に適合しない場合には、３０分間以上）継続すること。 ②全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が５分間以上継続すること。 （略） ④原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場	

原子力災害対策計画

頁	現行（令和元年６月修正）	修正案（令和２年６月修正予定）	備考
	置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 （略）	合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 （略）	
30	**８．再処理施設** （略） ②全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が３０分以上継続すること。 （略）	**８．再処理施設** （略） ②全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が３０分間以上継続すること。 （略）	
	第３編　災害応急対策	**第３編　災害応急対策**	
	第１章　活動態勢（組織の動員配備）	**第１章　活動態勢（組織の動員配備）**	
	第１節　県災害対策本部の設置・運営	**第１節　県災害対策本部の設置・運営**	
49	（略） **２　本部の組織・運営** （略） また、本部活動を展開する中核施設として、災害情報センターを設置するとともに、県の各部局は、それぞれ県災害対策本部の組織として、災害情報の収集及び伝達、応急措置、被災者の救難、救助等災害の発生防御又は拡大の防止のための各種措置を図る。 （略）	（略） **２　本部の組織・運営** （略） また、本部活動を展開する中核施設として、災害情報センターを設置するとともに、県の各局は、それぞれ県災害対策本部の組織として、災害情報の収集及び伝達、応急措置、被災者の救難、救助等災害の発生防御又は拡大の防止のための各種措置を図る。 （略）	県庁の組織再編に伴う修正